



働くという未来への歩みに  
安心感と喜びを

令和8年7月号

# 未来歩 だより

## パート・有期雇用労働者の法改正 形式的な対応だけでは不十分

労基法の大改正が先送りとなりましたが（未来歩だより令和8年1・3月号ご参照）、本年度もいくつかの法改正は実施されます。そのひとつが10月施行の「パート・有期雇用労働者に対する労働条件明示事項の追加」です。実は未来歩だより第1号で取り上げたテーマもこの労働条件明示事項の追加の改正でした。前回の改正から2年半後に新たな明示事項が追加され更なる改正となったわけですが、それだけパートや有期労働者との間でトラブルが多く起きているということです。

今回の改正についての詳細はここではご説明いたしません。労働条件通知書等に明示事項を追加するという形式的な対応だけでは、実際の労務管理の場面では不十分であり改正の背景にある問題の解決にはつながりません。労働者から求められたときに会社として明確な説明ができるか、そもそもその説明内容や自社の実態は法令に準じたものになっているのか、という視点が必要不可欠です。改正についての具体的なご相談や自社の労務監査など、お気軽にご相談ください！



助成金や労務情報を積極的に  
お届けする「提案型」の  
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士  
かいとうあゆみ  
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」  
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から  
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」  
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく  
プラスアルファの取り組みをしたい！」  
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

みらいふ  
社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>



## 今月のひとこと

W杯日本、悔しかったですね。本当に何度こんな経験をしたらよいのだろう…！という思いですが、相手も必死の勝負の世界です。こんなに熱い気持ちにさせてくれたSAMURAI BLUEに心からの感謝を伝えたいです。